

水道をご利用の皆様へ 水道使用料改正のお知らせ

日頃から町行政にはご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。以前から町の財政につきましては真に厳しい状況であることをお知らせし、皆様方にも何かとご負担、ご不便をおかけしております。

私どもは我が町の財政が健全化し、明るい町政が執行できますよう、今後も皆様方にご無理を申し上げなくてはなりません。

この度は、平成20年の水道使用料改正時にお知らせしたとおり、平成20年、平成23年、平成26年と段階的に水道使用料の値上げをし、町全体の水道の経営統合と、料金統一を図るため、平成23年4月分から水道使用料を改正いたしますのでお知らせします。



平成23年4月分から下記のとおり水道使用料が値上がりとなります。

地 区	施 設 名	3月分まで			4月分から		
		基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1㎡につき)	基本料金 (1箇月につき)		超過料金 (1㎡につき)
		基本水量	料 金	料 金	基本水量	料 金	料 金
鏡野地区	上 水 道	10㎡まで	1,900円	210円	10㎡まで	2,000円	210円
	越畑専用水道	10㎡まで	1,500円	170円	10㎡まで	2,000円	200円
	香北簡易水道	10㎡まで	2,400円	240円	10㎡まで	2,400円	240円
	中谷簡易水道	10㎡まで	2,400円	240円	10㎡まで	2,400円	240円
	香々美簡易水道	10㎡まで	1,500円	60円	10㎡まで	2,000円	200円
奥津地区	奥津簡易水道	10㎡まで	1,500円	100円	10㎡まで	2,000円	200円
上齋原地区	上齋原簡易水道	10㎡まで	1,500円	100円	10㎡まで	2,000円	200円
富 地 区	富 簡 易 水 道	10㎡まで	1,500円	100円	10㎡まで	2,000円	200円

水道使用料改正の理由

値上げの理由は、水道会計本来の経営方針であります『独立採算』を目指す必要があります。その背景としましては国県から厳しい行政指導があります。

まず一点ですが、水道経営基盤の強化を図るため、平成28年までに町内全ての水道事業を経営統合、或いは施設統合し決算方式を改めるよう求められています。

次に、国県は第二の夕張市を防ぐためあらゆる市町村の財政について監視と指導を行っています。

その中でも、水道事業の運営を補助するための一般会計からの繰出金について、その減額を強く求められています。

どちらの指導も『独立採算』での水道運営を求めるものであります。

そのため、町もやむなく水道使用料の改正をせざるを得ない状況に迫られております。

私どもは、水道使用料の値上げだけでなく、経費縮減に努めてまいりますが、水道は皆様の命を守る水として安心・安全・安定をお届けするという大変大きな使命があります。

そのため、水質検査、電気代等省くことが出来ないこともあることをご理解願います。

何卒水道を取り巻く厳しい状況をご推察のうえ、ご理解ご協力いただくことを重ねてお願い申し上げます。

お問い合わせ先

鏡野町役場 上下水道課 水道係
電話 (0898) 54-0001